

政策4 一人一人の育ちを支える指導・支援の充実

子どもを取り巻く課題（第3章（2））に挙げた「キ自己肯定感と人間関係を築く力」「ク一人一人を大切にする集団づくり」などの課題に対応し、自立に向かって成長する子どもの、主に「共に生きる」態度を育むために、この政策を掲げています。

なお、この政策を実現するために、次の2つの施策に取り組みます。

施策4－1 一人一人を大切にした集団づくりの推進

＜背景＞

質問紙調査を活用し、子どもたちの生活の基盤となる学級集団づくりを充実させてきた結果、暴力行為、いじめ、不登校（以下「問題行動等」という。）は改善傾向となりました。しかし、暴力行為の発生率や不登校の出現率は、依然として全国平均よりも高い状態が続いており、引き続き子どもたち一人一人が、良好な人間関係を築く力や、集団の中でお互いを尊重し合う態度を身に付けられるよう、指導・支援を充実させていく必要があります。

＜内容＞

子どもたち一人一人の自己肯定感が高まるとともに、健全で建設的な人間関係をつくることができるよう、学び合い高め合う集団づくりや落ち着いた教育環境の充実を図ります。

＜主な取組＞

①安心して学び合う集団づくりの推進

- ・小中学校において、集団の中で良好な人間関係を築き、自分の力を最大限に發揮できる子どもたちを育成するとともに、問題行動等の未然防止につなげるために、学級適応感などを測る質問紙調査（hyper-Q U^{※31}、A S S E S S^{※32}）を活用し、望ましい学級集団づくりに取り組めるよう支援します。
- ・子どもたちが所属感、満足感、達成感などを味わい、集団の一員として、より良い生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度の育成を図るため、学級活動や児童会・生徒会活動、クラブ活動や学校行事等の活動を支援します。

②落ち着いた教育環境をつくるための学校園の体制の充実

- ・学校が問題行動等に対して理解を深め組織的に対応できるようにするため、教職員に対する研修や相談・支援体制の充実を図るとともに、小中学校では、年3回以上校内での研修会やケース会議を開催するよう指導します。
- ・問題行動等への各学校の総合的な相談体制の充実と教職員の指導力の向上を図るため、心の専門家であるスクールカウンセラー^{※33}を配置し、支援の充実を図ります。
- ・学校園では、教職員が児童虐待や貧困状態にある子どもを発見しやすい立場にあることを再認識し、研修等を通して子どもたちのわずかな変化に気付く力を身に付けることができるようになります。また、貧困状態にある子どもには経済的支援や生活支援をはじめとした必要な支援を行うとともに、児童虐待が疑われる場合には、速やかにこども総合相談所等と連携して対応します。
- ・不登校及びその傾向にある子どもを支援するため、不登校児童生徒支援員^{※34}を配置し、登校時の見守りや別室登校の支援等を行います。

③問題行動等の未然防止及び早期解決のための取組の充実

- ・学校では、問題行動等の未然防止のため、警察と協働して行う非行防止教室や、専門家によるインターネットモラル学習等を積極的に活用し規範意識の向上を図ります。
- ・学校では、問題行動等のきざしを早期に発見することができるようとするため、定期的に行う質問紙調査やいじめアンケート、普段からの声かけや教育相談等を実施するとともに、問題行動等が見られた場合には、管理職や生徒指導担当者、担任等に加えスクールカウンセラーや専門機関等の外部の専門家を交えて対応を協議し、早期解決を図ります。
- ・課題を抱える子ども及びその保護者をサポートするため、各福祉事務所に配置している子ども相談主事^{※35}が相談を受けるとともに、必要に応じて学校園、福祉事務所、こども総合相談所、警察等の関係機関と連携して総合的に支援します。
- ・岡山市教育相談室^{※36}において、不登校や集団適応の不全等の様々な教育上の課題に関する相談を受け付け、子どもたちの学校復帰や自立に向けた支援、保護者への助言等を行うとともに、いじめ相談専用ダイヤルを設置し、心理を専門とするいじめ専門相談員^{※37}が子どもや保護者からの相談を受けたり、学校のいじめ防止対策会議へ出席して助言をしたりするなどの支援を行えるようにし、その充実を図ります。
- ・不登校及びその傾向のある子どもの学校復帰や社会的自立に向け、市内4カ所に設置している適応指導教室において必要な指導・支援を行います。また、老朽化した教育相談室、適応指導教室^{※38}（あおぞら清輝）を新設・移転し、効果的な活用に努めます。
- ・いじめ防止対策推進法^{※39}の施行を受けて、教育委員会の付属機関として設置した岡山市問題行動等対策委員会において、いじめ防止等を実効的に行うための対策を審議するとともに、必要に応じていじめ重大事態における事実関係等の調査を行います。



警察との連携によるメディア教育

施策4－2 一人一人の課題に応じたきめ細かな支援

<背景>

年々増加している支援や配慮を必要とする子どもが安心して学校園生活が送れるよう、支援員の配置等による学校園の体制整備や特別支援教育の視点を生かした保育・授業づくりの研究、専門的な相談ができる仕組みづくりを進めてきました。一方、障害のある人への支援に関する法整備が進み、インクルーシブ教育システム^{※40}の構築が求められるなか、学校園において適切に合理的配慮^{※41}を提供するとともに、子どもたちが障害の有無に関わらず共に学ぶ仕組みづくりを進める必要があります。

<内容>

支援や配慮を必要とする子どもが主体的に学び続けることができるよう、一人一人の育ちを支えるきめ細かな支援を行います。

<主な取組>

①障害のある子どもの自立を目指す指導・支援の充実

- ・障害のある子どもの就学や進学に当たり、その子どもにとって最も適切な学びの場を選択することができるように、子どもや保護者に対して実際の指導・支援の内容や方法等の情報を提供します。
- ・子どもたち一人一人に応じた指導・支援の充実を図るため、校園長や特別支援教育コーディネーター等を中心とした校園内体制を整備するとともに、個別の指導計画、個別の教育支援計画の活用をより一層進めます。
- ・障害のある子どもが安心した学校園生活を送るため、移動の支援や生活上のサポート、学校園行事等における介助等支援の必要に応じて特別支援教育支援員^{※42}を配置します。
- ・小中学校では医療的ケアが必要な子どもに対して、医療的ケアを含む教育活動の支援を行うために、看護支援員^{※43}を配置します。
- ・特別支援学級及び通級指導教室における一人一人の特性に応じた指導の在り方や教育課程の編成についての研修等を行い、担当教職員のスキルアップを図ります。
- ・発達障害等のある子どもに対する効果的な指導内容や指導方法、校内の支援体制の在り方について、実践研究校の指定による「特別支援教育の視点を生かした授業づくり実践研究」を実施し、その成果を各学校へ広めることで、取組に生かします。
- ・障害のある子どもの支援等に関する学校からの相談に対応するために、発達障害者支援センター(ひか☆りんく)^{※44}内に特別支援教育相談窓口を設置し、学校からの相談を受け付けるとともに、医師や大学教員等の専門家で構成される専門家支援チーム会議^{※45}において支援の方向性や具体的な方法・内容等を協議し、学校に対して助言や支援を行います。
- ・「障害を理由とする差別の解消に関する法律」^{※46}の施行を受けて、学校園において合理的配慮の提供が適切に行われるよう、必要に応じて「合理的配慮検討会議」を開催し、専門家の意見を聴取し、対応します。



支援を必要とする子どものための学習環境の整備

②外国人市民の子どもや帰国児童生徒に対する支援の充実

- ・外国人市民の子どもの就学機会の確保などに努めるとともに、日本語が十分ではない外国人市民の子どもや帰国児童生徒が適応し安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導支援員を派遣して日本語指導及び適応指導等を実施します。

政策4の評価指標

指標名	基準値（H28）	目標値（H32）
「学校に行くのが楽しい」と答えた子どもの割合	小 85.4% 中 83.4%	小 90% 中 88%
「自分には良いところがある」と答えた子どもの割合	小 679.8% 中 372.7%	小 682% 中 373%
児童生徒1,000人当たりの暴力行為の発生件数	小 3.6件 中 18.0件 (H27)	小 2.6件 中 9.5件 (H31)
いじめの解消率	小 98.1% 中 97.4% (H27)	小 100% 中 100% (H31)
不登校の出現率	小 0.57% 中 2.91% (H27)	小 0.42% 中 2.83% (H31)
年3回以上、問題行動等の防止・解決等に関する研修会またはケース会議を開催している学校の割合	小 一 中 一	小 100% 中 100%

<主な事業>	担当課
◆共に成長し合う学級集団づくり推進事業	指導課
◆スクールカウンセラー配置事業	指導課
◆不登校児童生徒支援員配置事業	指導課
◆教育相談室・適応指導教室整備事業	指導課
◆共に生きる子どもを育てる障害児支援事業	指導課 保育・幼児教育課
◆日本語指導講師派遣事業	指導課

政策5 学校園の教育環境の充実

子どもを取り巻く課題（第3章（2））に挙げた「サ 教職員の資質能力」「シ 教職員の子どもと向き合う時間」などの課題に対応し、自立に向かって成長する子どもを支える「環境づくり」を行うためにこの政策を掲げています。

なお、この政策を実現するために2つの施策に取り組みます。

施策5－1 教職員の資質能力の向上と支援体制の充実

＜背景＞

これまで、採用時から一貫した教職員研修を系統的・継続的に取り組み、学校教育課題の多様化・複雑化などの学校園を取り巻く環境の変化に対応してきましたが、近年の大量退職・大量採用に当たり、特に若手教職員の指導力向上が急務となっています。また、学校園業務が多様化する中、教職員が本来の業務に専念し、子どもと向き合う時間を確保することが求められています。

＜内容＞

先輩と若手が共に学び合い、互いに資質能力の向上が図れるよう、個々の教職員の立場や経験、状況に応じた研修等を充実させるとともに、教職員の業務改善に向けた支援体制の充実を図ります。

＜主な取組＞

①教育力向上のための優秀な人材の確保

- ・岡山市が単独で行う教員採用試験の受験者数の増加と求める「情熱」「力量」「人間力」のある教職員の確保を目指し、岡山市の特色や推進する教育などについて、広報活動の充実に努めます。
- ・教員の採用に当たって、見通しを持って円滑に教育活動がスタートできるよう、採用候補者のうち希望者を対象に「採用前研修」を開催し支援します。
- ・将来教職員になることを志す大学生や教職大学院生が、幼稚園、小中学校での指導体験ができる機会を提供します。
- ・教員養成課程を設置している市内の大学との連携を図るため、大学の実習に関わる講義などへ指導者（現役教員など）を派遣します。

②チーム学校園の一員としての資質能力を育む教職員研修の充実

- ・学校園には、校園長をはじめ、教員、学校事務職員、学校栄養職員、学校司書、用務技士、給食調理技士など多くの職種の教職員が勤務しており、チームとして、支え合い、高め合う教職員集団となることができるよう、それぞれの職務を責任を持って果たし、学校園の全教職員が全ての子どもの教育に当たるという組織づくりを大切にします。
- ・人間関係の大切さを意識し、教職員自身が自己研鑽に励むことを大切にするために、人権尊重の意義や人権問題について理解と認識を深めるとともに、指導内容や指導方法を工夫改善できる研修を実施します。
- ・総合的な人権教育を進めるため、中学校区や学校園が主体となって行う研修を支援します。
- ・教職員に求める資質能力の向上を図るため、経験年数をもとに構築した系統的な研修体系に基づいて、継続的な教職員研修を行います。特に、若手教職員の指導力の向上と、校園内の中核として活躍できる中堅教職員育成のための研修の充実を図ります。

- ・喫緊の課題である教職員の大量退職・大量採用の時代に常勤講師を含む若手教職員の指導力向上の支援のため、大学と連携しながら養成から育成までの一体化を図り、採用前から一貫した若手教職員研修の充実を図ります。
- ・若手教職員の育成を支える体制の強化を図るため、校内外の研修において先輩教職員が若手教職員と共に学ぶ場を設定することで、職場内研修(OJT)の推進とともに教職員全体の資質向上につなげます。
- ・学校園における職場内研修(OJT)を通じて、日々の実践の中で個々の教職員が資質能力の向上を図ることができるように、各学校園が組織体としての力を向上させるための研修を実施します。
- ・教職員がコミュニケーションを通じて協働し、それぞれの学校園の良さを生かしながら目標を達成していくため、マネジメント力を育成する研修を実施します。特に、岡山市全体の教育の現状や方向性について認識を深め、実践的な学校のマネジメント力を身に付ける演習に取り組む「総合的ミドルリーダー研修」を実施し、将来、本市の教育を中心となってリードする人材を育成します。



初任者研修講座と5年経験者研修講座の合同研修

③教職員の力量を高める教育研究の推進

- ・教育課題や学校園のニーズに応えた実践的な調査活動と、教育情報の提供、調査研究の成果の普及、自己研修の機会の提供を通して、教職員の資質能力の向上及び学校園組織の活性化を図るために、校園内の研究・研修を支援します。

④教職員への支援体制の充実

- ・学校と保護者や地域住民との間で生じる問題のうち、学校だけでは解決困難な問題の早期解決に向けて、弁護士や医師等の専門家と指導主事^{※47}で構成する「学校問題解決サポートチーム」が事実関係の整理に当たり、学校を支援します。
- ・学校園において教材研究、研修等を行う時間を確保するとともに、ワークライフバランスの実現を目指し、いきいきと子どもたちの指導に当たることができるようするため、定時退校(退勤)日を設定します。また、中学校及び高等学校においては部活動の週1日以上の休養日を設定します。
- ・小中学校において、教職員の子どもと向き合う時間を確保し、本来の専門性を生かした業務に専念できるようにするため、教職員の事務業務の一部を軽減し、小中学校に専門性を要しない事務処理等を行うアシスト職員を配置します。
- ・部活動顧問の負担を軽減し、部活動を活性化するために、中学校及び高等学校に外部指導者を派遣します。

施策5－2 安全・安心で快適な教育環境の整備

<背景>

耐震化やバリアフリー化など安全・安心に配慮した教育環境の整備が求められる中、平成29年度までの耐震化完了を目指し計画的に耐震改修整備を進めてきました。今後も、子どもの数の増減に対応した適正な規模の教育環境づくりや様々な社会的要請への適切な対応が求められます。

<内容>

子どもも教職員も、学びに集中できる学校園を目指し、安全・安心に配慮した施設・設備や質の高い教育環境を整備していきます。

<主な取組>

① I C T 環境や学校図書館などの充実

- 授業用教材や研修資料の提供及び教職員の考えた学習指導案や授業研究資料等、現在求められている学力観に基づいた保育・授業づくりなどを推進するために、参考となる教育コンテンツのポータルサイト上の共有化を図ります。
- 事務処理の効率化や校内の教職員全員での情報共有を図り、子どもと向き合う時間の確保や個に応じた指導を充実させるために、校務支援システム^{※48}の効果的な活用を推進します。また、帳簿作成や運用上の問題点を検討・改善することで、校務の情報化を更に推進します。
- 子どもたちの情報活用能力の育成を図るとともに、教職員が I C T を効果的に活用して学習に対する興味関心を高めた「分かる授業」を実践することを目指し、I C T 環境の整備を行います。
- 快適な環境の下で I C T の活用ができるよう、セキュリティレベルの高いネットワーク環境にするために、教育ネットワークの見直しを進めます。
- 読書に親しみ、学び続ける子どもの育成を目指し、学校図書館の持つ豊かな心を育む「読書センター」、学校の教育課程に寄与する「学習情報センター」としての機能を充実させ、主体的な読書活動・学習活動を支える図書資料の充実を図ります。
- 学校図書館がいつでも利用できるように、全ての市立学校に学校司書を配置するとともに、学校図書館法の基準以上に司書教諭の発令を進めます。

②学校園の教育環境の充実・整備

- 子どもたちの生命安全を確保し、安心して学べる教育環境を整備するため、平成29年度までの耐震化完了を目指し、学校園の耐震改修整備を進めます。
- 快適な教育環境を確保するため、児童生徒数の増加が推計を基に将来的かつ継続的に見込まれる学校については、校舎等の増改築を行います。
- 老朽化した学校施設の機能改善と長寿命化を図りつつ、多様な学習活動、地域との連携、バリアフリー化等を踏まえた整備計画等の策定を進めます。
- 子どもたちが安心して安全に学べる教育環境を整えるため、教職員による学校園施設設備の日常的な安全点検や保守管理、環境美化などに努めます。
- 児童生徒数の増加・減少に対応するための教育環境づくりを適切に進めます。
- 通学区域制度弾力化^{※49}について検証作業を行い、制



学校における安全点検に係る研修会

度の在り方を検討し、一定の整理を行います。

- ・複式学級のある学校を中心に、ＩＣＴ機器の導入を図るなど、特色のある教育に取り組みます。
- ・教室内の環境改善のため、空調設備の早期導入に向けた検討を行います。

政策5の評価指標

指標名	基準値（H28）	目標値（H32）
「学校の授業は分かりやすく楽しい」と答えた子どもの割合	小 84.1% 中 67.8%	小 87% 中 72%
「子どもと向き合う時間が充足している」と答えた教職員の割合	50.2%	60%
部活動の週1日以上の休養日を設定している中学校の割合	78.9%	100%
教職員の定時退校日を設定している学校の割合	—	100%
「学校園は安全などに配慮して施設・設備を整えている」と答えた保護者の割合	85.0%	88%

<主な事務事業>	担当課
◆特色ある岡山市教職員採用試験実施事業	教職員課
◆教職員研修事業	教育研究研修センター 保育・幼児教育課
◆若手教職員の育成事業	教育研究研修センター
◆教職員の力量を高める教育研究事業	教育研究研修センター
◆学校業務アシスト事業	教職員課
◆部活動サポート事業	保健体育課
◆ＩＣＴ環境整備事業 (ＩＣＴを基盤とする情報活用能力アップ事業)	就学課
◆学校図書館の充実	指導課
◆学校園耐震改修整備事業	学校施設課 保育・幼児教育課
◆校舎等増改築事業	学校施設課
◆小規模校におけるＩＣＴを活用した学校づくり事業	就学課 指導課
◆学校空調設備整備事業	学校施設課

政策6 家庭、地域社会の教育環境の充実

子どもを取り巻く課題（第3章（2））に挙げた「ケ 基本的な生活習慣や学習習慣」「コ 地域社会とのつながり」などの課題に対応し、自立に向かって成長する子どもを支える「環境づくり」を行うために、この政策を掲げています。

なお、この政策を実現するために、次の3つの施策に取り組みます。

施策6－1 家庭の教育力向上への支援

<背景>

これまで、家庭教育や子育てを啓発・支援する取組などを行ってきました。家庭教育は、全ての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や社会規範を身に付け、豊かな人間性を育む上で基盤となるものです。しかしながら、産業構造の変化による共働き家庭の増加など、家庭環境も大きく変化しており、家庭の教育力の低下が課題となっています。放課後児童クラブなど、家庭を支援する他局の取組との連携を強化し、家庭の教育力のさらなる向上を目指して取り組んでいく必要があります。

<内容>

家庭の教育力の向上を目指し、子育ての孤立を防ぐとともに、家庭が責任を持って子どもたちと関わることができるよう、学校園や行政がその取組を支援します。

<主な取組>

①家庭教育や子育て支援の充実

- ・直接子どもたちに影響を与える保護者自身の人権感覚や人権意識を高めるとともに、人権問題を正しく理解して子どもたちに接することは大切です。学校園での人権教育の取組や身の回りの様々な人権問題について知るだけでなく、理解を深め主体的な行動に結び付けられるよう、視聴覚教材やワークショップなどの参加体験型の手法を取り入れた人権研修の充実を図ります。
- ・保護者の主体的な家庭教育を促進するため、家庭で身につけてほしいことなどを保護者に周知・啓発するとともに、家庭教育に関する学習機会の提供や家庭教育支援団体相互のネットワークの強化などを通じて、家庭教育を支援していく社会づくりを進めます。
- ・公民館では、子育ち・子育てをテーマとした講座や子育てサロンを通じて、子育ての悩み等を共有できる仲間づくりを進めるとともに、公民館ごとに子育てに関する情報を幅広く集め、全館で「子育てミニ情報」を作成して情報の提供に努めます。
- ・市立図書館では、子育ての中で愛情にあふれた豊かな時間を過ごすためのきっかけづくりとなるよう、1歳ぐら



こそだておうえんハッピータイム



絵本の読み聞かせ体験

今までの赤ちゃんとその保護者を対象に、ボランティアと職員による絵本の読み聞かせ体験の場を設けます。また、1歳以上の子どもたちに対して年齢に応じた絵本の読み聞かせの行事を行います。

- ・幼稚園・認定こども園では、子育て支援の一層の充実を図るために、未就園児が園の保育活動に参加できる機会の提供や施設を開放するとともに、保護者が安心して子育てができるよう、保護者向けの子育て講座や子育て相談等を実施し、子どもの発達や子育ての様々な情報を提供します。
- ・食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身に付けるため、中学校区を単位として、栄養教諭^{※50}、学校栄養職員等が中心となり、子どもと保護者を対象に調理実習や食育活動を実施します。
- ・子どもたちの生活習慣の改善に向けて、学校園やPTAと連携して、早寝早起きや朝食摂取、メディアコントロールなどの重要性について啓発します。



スクールランチセミナー

施策 6－2 地域社会の教育環境の充実

<背景>

地域社会での人々のつながりが希薄化し、地域で子どもたちを育てる力が低下していると言われる中で、N P O^{※51}などの地域の団体と連携し、体験活動や学びの場の充実を図ってきました。今後も、子どもたちと地域住民との関わりを増やすとともに、地域社会の教育環境の充実を図っていく必要があります。

<内容>

地域社会の教育環境の充実を目指し、子育て環境や生涯学習環境を整えるとともに、地域社会が責任を持って子どもたちに関わることができるように、学校園や行政がその取組を支援します。

<主な取組>

①生涯にわたって学び続ける機会と場の充実

- ・市民に身近な生涯学習施設である公民館では、多様化する学習ニーズに対応するため、地域活動の拠点として、市民の主体的な参加による地域の特性を踏まえた企画・運営を行うなど、多彩な学習の機会（講座）や情報提供に努めます。
- ・地域コミュニティに根差した公民館を拠点としたE S D活動を推進するため、地域住民を対象とした地域E S D活動などを開催し、学びの成果を地域課題の解決へつなげる仕組みづくりを進めます。
- ・公民館におけるE S D活動を国内外へ広げるため、フォーラムの開催や海外C L C^{※52}ネットワーク会議への参加など交流を深めます。
- ・市立図書館の蔵書を携帯電話や自宅のパソコンなどから予約するインターネット予約の増加に対応するため、インターネット予約図書の受取・返却窓口として、図書館に加えて、市民にとって身近な公民館の活用により、立地条件に関わらず図書館利用の平準化を図り、図書館サービスの拡充を目指します。
- ・市民が地域の由来を知り、また地域の課題を見出すためのかけがえのない財産である郷土資料等を適切に保存するとともに、図書館、美術館が連携しながら当該資料の学術研究、教育、地域づくり活動等への幅広い活用を図ります。
- ・市立図書館を多くの市民が気軽に利用できるよう、市民ニーズの把握に努めながら、開館日・開館時間の見直しやシステムの更新などさらなる工夫による図書館サービスの拡充を図ります。
- ・新成人が自らの意思による行動の責任を負う人格を持ち、社会を担う一員となったことを自覚する機会を提供します。



公民館におけるE S D活動（多文化共生の取組）

②地域社会での健全な子どもの育成とその推進のための指導者育成の充実

- ・子どもたちの健全育成のため、子ども会、ボーイスカウトなどの団体が主体的な活動を行えるように継続して支援をします。
- ・子どもたちに遊びと体験活動の機会をつくるとともに、子育てに関する情報と学びを発信し、子育て中の保護者への支援の輪を広げるために、青少年団体や子育て支援団体が一堂に会する機会

を設け、ネットワークづくりを推進します。

- ・子ども会活動の活性化を図るとともに、子どもたちによる主体的な子ども会活動を推進するために、子ども会の育成者・指導者や少年リーダーの育成に努めます。
- ・学校、家庭、地域社会が連携・協力し、放課後や学校休業日に全ての子どもたちが安全・安心に過ごし、多様な体験・活動の機会を設けて学ぶことができるよう、学校施設や公民館等を活用して居場所を整備し、次世代を担う人材育成を行います。
- ・学校では、地域社会の活性化はもとより、将来その担い手となる子どもたちの育成につながるように、中学生を中心に子どもたちが積極的に地域の行事に関わったり、ボランティアとして参画したりする取組を進めます。



子ども会ジュニアリーダー研修

③生涯学習環境の充実・整備

- ・地域住民の多様な学習活動や地域活動の拠点としての地区公民館の機能を果たすため、未整備の中学校区に公民館整備を行います。
- ・市民に身近な生涯学習の場としての公民館施設の保全に向け、耐震基準を満たしていない緊急性の高い施設から耐震改修整備を進めます。
- ・図書館の計画的な修繕を行うことで市民に安全な学びの場を提供するとともに、図書や古文書等の貴重な資料の適切な保存環境を整備します。
- ・オリエント美術館の施設の財産的価値を高めるとともに長寿命化を図るため、公共施設として配慮すべきバリアフリー対策や貴重な収蔵品を守るセキュリティ機能を強化するなど計画的な改修を行います。



オリエント美術館

施策 6－3 家庭、学校園、地域社会の協働体制の確立

<背景>

地域協働学校などの協働体制も進み、地域社会に浸透してきています。今後も市民協働を支援する取組を一層推進する必要があります。

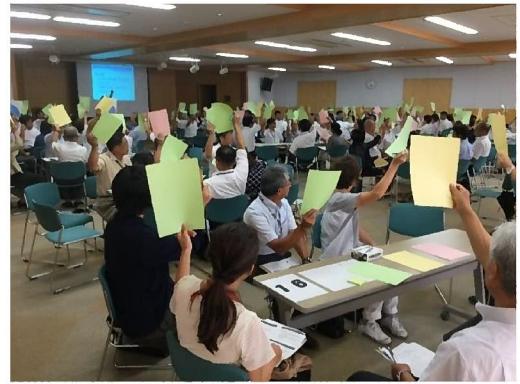
<内容>

社会が人を育み、人が社会をつくる好循環の構築を目指し、人づくりを軸に、学校園と家庭・地域社会・事業者が連携した横のつながりを生かした取組を一層進めます。

<主な取組>

①地域協働学校を中心とした横のつながりを生かした学びの推進

- ・学校園の運営の活性化及び学校園と家庭、地域社会の協働推進のために、地域協働学校運営協議会を設置し、家庭、学校園、地域社会の協働体制を構築するとともに、学校園の自己評価結果を踏まえた学校園関係者による評価を行います。
- ・地域協働学校の取組の中で、地域住民が学校園の教育活動に多彩な方法で協働して取り組み、子どもたちを支援することができるようになります。
- ・開かれた学校園づくりを進めるため、学校園の教育方針や日々の教育活動について学校便りや園便り、ホームページなどで、保護者や地域社会に積極的な情報発信を行います。
- ・地域ぐるみで学校園を支える体制づくりを進めるとともに、学校園の教育活動だけでなく、家庭教育への支援もできる体制づくりを進めるため、地域コーディネーター^{※53}が学校支援ボランティアの連絡・調整・支援の企画等を行います。
- ・学校園と家庭、地域社会の連携を深め、地域における教育力を生かした横のつながりを広げるため、保護者や地域住民、学生が、学校支援ボランティアとして学校園や地域社会での教育活動を支援する取組を進めます。



開かれた学校づくり・地域協働学校フォーラム

②市民協働による人づくりを推進するための広報広聴活動の充実

- ・教育委員会の取り組む施策や事業などについて広くPRすることで、教育行政への理解と協力、教育に興味関心を持つきっかけづくりとするため、教育広報紙やホームページ、SNSを積極的に活用します。
- ・子どもたちの実態や教育環境などを把握し、より実態にあった効果的な取組を展開するために、定期的に教育に関する総合調査を実施します。
- ・市民協働による人づくりを推進するため、岡山っ子育成条例及び行動指針について、家庭、学校園、地域社会、事業者などへ周知するとともに啓発に努めます。
- ・子どもたちを育む様々な立場の方々の意見を聴き、取組などに生かしていくために、こらぼミーティング^{※54}をはじめとする広聴活動を多様な形態や場で行います。



こらぼミーティング

(教育委員会と若手教職員との意見交換)

特に、事業者に対しては、より積極的に連携を深めていくための意見交換などの機会を新たに設けます。

- ・教職員研修において、岡山つ子育成条例に関わる講座を開設し、条例を踏まえた学校教育を推進することができるようになるとともに、学校園を通じて、その趣旨や内容などを家庭や地域社会へ広げていくことができるよう環境を整えます。

政策6 の評価指標

指標名	基準値（H28）	目標値（H32）
「年齢に応じた役割を子どもに与えていい」と答えた保護者の割合	71.9%	73%
「平日に1日当たり2時間以上テレビゲームをしている」と答えた子どもの割合	小6 30.3% 中3 38.8%	小6 25% 中3 35%
市立図書館の市民一人当たりの年間貸出冊数	6.3冊 (H27)	6.4冊 (H31)
公民館主催講座・クラブ講座における利用のべ人数	815,750人 (H27)	816,000人 (H31)
全38中学校区のうち、地域協働学校に指定した中学校区数	31中学校区	35中学校区

<主な事務事業>	担当課
◆家庭教育支援事業	生涯学習課
◆公民館E S D活動推進事業	中央公民館
◆公民館運営事業	中央公民館
◆インターネット予約図書の受取・返却窓口拡充事業	中央図書館
◆図書館業務システム活用による市民サービスの向上及び蔵書の適正管理	中央図書館
◆放課後子ども教室推進事業	地域子育て支援課
◆郷土資料の保存と活用	中央図書館
◆公民館建設事業	生涯学習課
◆公民館耐震改修整備事業	中央公民館
◆図書館施設改修及び修繕	中央図書館
◆地域協働学校の推進と学校評価の充実	指導課
◆地域コーディネーター事業	生涯学習課
◆広報広聴活動の充実事業	教育企画総務課